

第7回議会基本条例特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成29年10月25日（水）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成29年10月25日（水）午後0時0分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
3番 佐藤 武君 4番 佐々木雄司君 5番 光成 良充君
8番 治徳 義明君 9番 原田 素代君 16番 下山 哲司君
17番 実盛 祥五君
- 5 欠席委員
な し
- 6 事務局職員出席者
議会事務局長 奥田 吉男君 主 査 日下 治樹君
- 7 協議事項 1) 政務活動費について
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（下山哲司君） おはようございます。

ただいまから第7回議会基本条例特別委員会を開会いたします。

先般の会議で皆さんの御意見をいただいたものを案で修正しておりますので、きょうは、これで一応最終決定となると思いますので、時間とりますので一字一句最後までお目通しをお願いします。そういうことで、確認をお願いしたいと思います。お願いします。

○委員（原田素代君） どうするの。読むわけ、今。

○委員長（下山哲司君） 一応最終なんで、皆さんの目を通していただいて、満場一致でこれによろしいということで全協へ報告させていただきたいと思いますので、そういうことで、時間がかかっても確認をお願いします。

もしミスがあれば全員で割り勘です。

○委員（原田素代君） この中には条例は入れてないんですね、きょう配ってる中で。手引きだけですよね。

○委員長（下山哲司君） そうですよ。

1の最後のところが条例と規則、これの確認。

○委員（原田素代君） 全部読んでから個別に質問します。

○委員長（下山哲司君） 一応今までの御意見をまとめたのとその部分を修正したのが赤字の部分なんで、一応読んでいただいたほうが……。

○委員（原田素代君） 全部読んだ後に。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 全く変わってない部分もあるんですけど……。

○委員（原田素代君） 用語の確認をしたいなと思ってますけど、じゃあ最後に。

○委員長（下山哲司君） 最後にしてください。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 4ページの11番については、その前の部分で重複しとるので、削除して11番の赤字のほうを加筆しております。

よろしいですか。

それでは、問題点があるようでしたら御意見をお願いいたします。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 用語の説明確認なんですけど……。

○委員長（下山哲司君） マイク。

○委員（原田素代君） マイク。はい。

用語の説明の確認ですが、これがまず手引きなんですよ。それで、これ以外に条例があるんですよ。条例のもとにこの手引きがあると理解していいんですよ。誰に聞けばいいのか。それで、この1ページの総則のところ、条例と最後の2行、交付に関する条例施行規則について規則、だから条例があって手引きがあって規則がある。その流れを確認したいんですけど、そう理解したらいいんですか。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） それで、ここに運用指針がある。

○委員長（下山哲司君） 私の……。

○委員（原田素代君） 整理してください。

○委員長（下山哲司君） 今までの理解、言えればいいんですか。

○委員（原田素代君） はい。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） できましたら、この内容についてやっていただいて、そこら辺の流れは今までと変わってないと思いますんで、事後確認していただいたらいいんじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 確かにきょうはここ細則を詰めればいいんですが、用語的にまず総則ってというのが手引きにつくのかってというのが違和感があったのと、それでとりあえず説明、確認をしていただきたいんです。条例のもとに手引きがあって、規則があって、運用指針があるという、その辺の上下関係、そこから始めていただけたほうがすっきりすると思うんですが、どうでしょう。そんな難しいことじゃないと思うんですけど。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。私の……。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 今の御質問についてお答えをいたします。

まず、政務活動費という位置づけは地方自治法の第100条第14項及び15、16項に定めておるのが、まず第1点。その法律に定めたものから条例を定めなさいという指示が出ておりますので、交付に関する条例を定めております。その条例を補完する意味で具体的な手続等を定めておるものに施行規則がございます。

○委員（原田素代君） 規則が先にあるんですか。

○委員長（下山哲司君） 条例。

○議会事務局長（奥田吉男君） 地方自治法があって、条例があって、それをやる、実施に移

す施行規則が、流れとして法令としては根拠になってます。この取り扱いの手続きについての政務活動費の詳細のものについては、規則まで定めた後は規則の中に使途の基準というものを明記しております。使途基準というものが、具体的にどういうふうに使っていかうかというのが各議員さんで決めていただいて手引きという形で指針を定めるものですので、どういうものに使われますよというところまでは施行規則の中の使途基準に明記してあります。

○委員（原田素代君） この手引きはそこからいつどこに位置づけられるんですか。

○議会事務局長（奥田吉男君） 先ほど申し上げましたとおり、地方自治法、それから条例、それから施行規則、それを補完する意味で皆さんで話をさせていただいてこの手引きになります、詳細な部分。

○委員（原田素代君） 規則を補完する手引きがあつて。済みません。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 確認します。地方自治法、条例、規則、それを補完する手引きがあつて、最後の運用指針というふうの流れとしてはつながっていると理解したらいいんですか。

○議会事務局長（奥田吉男君） そうです。

○委員長（下山哲司君） 運用指針も手引きも同じもんじゃと思いますけどね。

○委員（原田素代君） わかりました。

○委員長（下山哲司君） わかりましたか。

○委員（原田素代君） そういうふうの流れを考える。

○委員長（下山哲司君） ですから、赤磐市においては、施行するときに規則ということで一番、以前の見たら簡単な話だったと思うんですが、それじゃいけんからということで今この協議をやりよんで、その辺で御理解いただくということで、お願いします。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。

○委員長（下山哲司君） それでは、ページごとに順番に行かせていただきますようか。

1 ページ……。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい。

○副議長（佐々木雄司君） 皆さんお読みいただいたんで、それぞれ個別にやるより、今まで積み重ねてきたものがあるわけですから、何ページの何という形で総括的にしていただいたらいいんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○委員長（下山哲司君） それでは、そういう方向でよろしいですか。

それでは、順番に1ページから総括的に行かせていただきます。

まず、1ページの総則ということで、文言の修正をしとります、赤字で。これは、皆さんの御意見に合わせての文言としとりますので、総則です、1ページの1番。こういうことできたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、次の2番目の政務活動費の基本的な流れということなんですが、使用のところで規則に定めるという赤字のところがありますが、そこだけが前と違うんじゃないかと思います。今までに出しとった書類の変わつとる部分は赤字になってますんで。よろしいですか、基本的な流れ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それから、2ページも基本的な流れの中の赤字の部分が前の資料とは変わつとる部分なんで。前に細かく意見をいただいた中のまとめになっておりますので。

○委員（原田素代君） 確認ですけど……。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 2ページの閲覧は、これはどういう方法でしたっけ。

60日以上たったら閲覧できるっていうのは、インターネット上で公開ということとか、紙でプリントアウトして渡してもらうとか、どういう方法だったか確認させて。

○委員長（下山哲司君） こっち向けとるから。この前の話では、今まではここに来てできたけど、この次からはインターネットに……。

○委員（原田素代君） 公開だけをすると。

○委員長（下山哲司君） 公開するというお話に皆さんなつとったと思うんですが、違ってますか。私そういう見識だったん。そうですよね、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） そうじゃ。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） それは、期間も60日を経過する日からっていうのは、今までは60日……。

○委員長（下山哲司君） 今までも一緒です。

○委員（原田素代君） から閲覧できましたっけ。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（原田素代君） そうですか。

○委員長（下山哲司君） それは変わってないと思う、日にちは。

○委員（原田素代君） じゃあ、ただインターネットで公開するっていうことだけが変わったと理解していいんですか。

○委員長（下山哲司君） そのように私は理解しとんどすけど。

○委員（原田素代君） そこの確認です。

○議会事務局長（奥田吉男君） よろしいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 先般の条例改正において、政務活動費の交付に関する条例というものの一部改正を行いました。議会のほうで議決を皆さんにいただきました。その中で、これまでは情報開示の条例に基づく開示という形をとっておったんですが、そういった情報公開の条例に伴わなくても自主的に議会として閲覧をしていただくということで、条例によらず開示をするという形を決めていただきました。その中で、インターネット上への収支報告の公開という形のお話も出たんですが、今時点では自由に閲覧をしていただくということの経緯を見て今後ネット上の公開については検討をしようということで結論をいただいております。

以上です。

○委員長（下山哲司君） それで、文言をここへ入れなんなんじゃな。ほんなら、僕が勘違いです。それ全協の席でまた確認をさせてもらうことになるんですが、ここでの意見は意見としていただいてえたほうがいいんじゃないかと思って。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） それだったら、ここで7番の書きようがもうちょっとそこがわかるような書きようがあってもいいんじゃないですかね。今私のような誤解とか、誰でも閲覧できるという表現はすごいシンプルでいいんですけど、例えばどっかに書くんですか、後で。

○委員長（下山哲司君） 僕が勘違いしとんじゃろうかな、ほんなら。前に、公表するようにせにゃいけんからというて、きちっとしたことをという話じゃったと。違う。僕はそういう認識だった。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 非常に重要な内容を話し合っていたらありますが、繰り返しになりますけど、半年にもわたって延べ時間にしたらかなりの時間をかけてこの文言とかも扱ってきて本日修正してきたものが上がってきてます。だから、どうなんですか、委員会の運営として文言云々どうのこうのというところをやるというよりは、この内容でよろしければということで前回までのを踏まえて総括的に扱っていただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですが。書きぶりとかというようなことをまたいくと、また最初からということでまた次ずれてしまいます。この後その他の項目で私のほうから提案させていただこうと思っているんですが、かなりウェイティングリストが上がってます。議会の基本条例というものが議会運営に反映されてないようなところ、こういったような問題をどう扱うとか、ロジックが非常に高い内容とかもあって時間もかかるようなものですから、これは早々にお話をまとめていただいたほうがいいんじゃないかなと思ったりするんですが、どんな感じでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員の言われるとおりだと思います。その中で、今私がこう

ということじゃいけないのですが、私は前の話で全協にも出とると思うんですが、政務活動費は公表することが前提でこの会議ができたというふうに理解しとったんです。ですから、そういうことを前提にしてきちっとしたものをつくってやらないと公表したときに指摘されても困るんでというのが前提だったというふうに私認識して、この会をお世話させていただいたんですが、違ってますか。

○委員（原田素代君） 何も違ってないですよ。

○委員長（下山哲司君） 違ってないでしょう。

○副委員長（治徳義明君） 公表は前提でしょう、今までも。

○委員長（下山哲司君） じゃけど、インターネットに……。

○委員（原田素代君） は、しない。

○委員長（下山哲司君） しない言うたかな。僕は、する準備としてこれを委員会できちっとせえという話だと認識しとる。

○委員（原田素代君） それは、大きなポイントだと思います。

○副委員長（治徳義明君） それは、一緒じゃ。検討じゃから、一緒ですよ。

認識変わってないと言うたから。検討すると準備のためにというんもえろう変わらない。

○委員（原田素代君） じゃあ、しないでしょ、今。

○副委員長（治徳義明君） 今はしないけど。

○委員（原田素代君） だから、その確認が私……。

○委員長（下山哲司君） ほんなら、全協のときでその判断をしてもろうたらええわけじゃな。全員でなげにやいけんのじゃけん。

ほんなら、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） インターネットについては事務局からも説明があったように今後の検討課題として残ってますので、この時点ではこの間の条例で閲覧についての改正をしましたがけれども、事務局において、私時間が設定されとったんでこんな時間でいいんですかという質問はしたんですけれども、それでとりあえずいきましょうということで皆さん御了解いただいたじゃないですか。だから、閲覧についてはこの程度でもいいかなと思いますけれども、事務局に来て自由に閲覧ができるわけですから。

○委員長（下山哲司君） ほんなら、私の認識が間違いだということでおわびいたします。それは、今佐藤委員が言われたのが、そう言われればそうなんかなというふうにまた僕の気持ちが変わりましたんで、簡単に変わるようじゃいけんのじゃけど、認識としては私はそのつもりで準備をとる気持ちで今まで努めさせてもろうたつもりなんで、今後についてはそういうことなんですが、今佐藤委員が言われたとおりで、ほんなら考えを改めさせていただきます。

○委員（原田素代君） 確認をしました。

○委員長（下山哲司君） それでは、どうですか、赤字の部分だけで、今までやっていただい

た部分は皆黒字ですから以前からあるもんということで、よろしいですか、内容的には。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、この内容でこの次の全協に皆さんに全員一致でこういう内容に決まりましたということで報告させていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは……。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員長、済みません。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 申しわけありません。

議会基本条例においてこの手引きの素案を考えていただくという形になっておりますので、最終的には全員の御理解が必要という今の御意見のとおり、できましたら10月30日は議運、全協でございますので、そちらで基本条例で定めた内容について素案をお示しします。その内容について御意見を伺って最終的に決定という形での御説明をお願いしたいと思います。

○委員長（下山哲司君） 今局長が説明していただいたように、次の30日の全協でお示しして、次の全協が11月です、議会前ですかね。

○委員（原田素代君） 10月30日の後は……。

○委員長（下山哲司君） いつじゃったかな、11月の……。

○委員（原田素代君） 26。

○委員長（下山哲司君） 26でしたか。そのときに……。

○議会事務局長（奥田吉男君） 次の全協は11月20日です。

○委員（原田素代君） 20日。ごめん、20日。

○委員長（下山哲司君） によく見ていただいとって、皆さんの御意見を伺うということで最終決定という形になるような進め方で考えておるんですが、そういうことでよろしいですか。

○委員（原田素代君） 10月30日提案して11月20日で……。

○委員長（下山哲司君） そうそうそう、最終的な。せえが、そのときにまた見てください言よったら時間とるといって怒られるから、見ていただいとって、次で十分ですから、来年4月1日からですから、施行が。そういう考え方でよろしいですか。

○委員（佐藤 武君） これもう終わりですか。

○委員長（下山哲司君） 一応。いいですよ。1時間1時間ぐらいに思うとったんで、これが1時間で、あと1時間がその他でというふうに私は思ったんで、そういうことで、早いのは結構ですけど。御意見。どうぞどうぞ。総括ですから。

○委員（佐藤 武君） 確認をさせてください。

使途基準の運用指針で……。

○委員長（下山哲司君） ページ。

○委員（佐藤 武君） 9 ページです。

その他経費で注2で固定電話、携帯電話云々で、3分の1案分ということになっただけですけど、これ3分の1でしたか。

それと、もとに戻って4ページの通信運搬費及び新聞代についてということで、政務活動経費とそれ以外の経費に案分してくださいというのがあるんですが、これは基本的に3分の1でよかったですか。2分の1だったような気がするんですけど、違いますかね。

○委員長（下山哲司君） あのお話、現行は2分の1です、今、この3月いっぱいまでの政務活動費のあれは2分の1になってますが、先の情勢を見越して3分の1に先駆けてやったほうがいいんじゃないかという御意見で3分の1に、この委員会の中では決まったというふうに認識しただけです。

○委員（佐藤 武君） はい、わかりました。

○副委員長（治徳義明君） 済みません、1つ確認です。

○委員長（下山哲司君） はい。

○副委員長（治徳義明君） 9ページの領収書のところの(3)番、感熱紙（レシートによる領収書の場合は云々）という話なんですけど、括弧のレシートというのが必要なんですかね。要は、感熱紙の領収書の場合はコピーととってくださいよみたいな話なのに、何でレシートと限定をするのかよくわからないところがあるんですけど。わかるんですよ。感熱紙の領収書というのものもあるわけなんですよ、結局は。（レシート）というのが要らないんじゃないですかという。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） この前の話では、スーパーでいったらレシートでもらうて領収書と書いてあるかないかの確認をしてもらうて、ない場合は領収書をもらってくださいという話で、そういうことでレシートの部分に問題点があるということでレシートとしたと思うんですが、この前の話では。じゃから、レシートの中に領収済というのがあったら、それはそれで領収書ですからという意味じゃったと思うんですけど。

○副委員長（治徳義明君） 済みません、いや、じゃあなしに、感熱紙は何年かたったら消えてしまうからという意味合いのただし書きなんじゃろうと思うんですけど、だから（レシート）なんか要らないような気がするんですけど。領収書になっただけですから。

○委員（原田素代君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 領収書っていう場合は、感熱紙はあり得ないわけですよ。

○副委員長（治徳義明君） いや、そんなことはないですよ。

○委員（原田素代君） 感熱紙の領収書があるんですか。だから、レシートの場合は感熱紙が

多いので、ここでいう感熱紙（レシート）になる、領収書で消えてなくなるような領収書あるんですか。それは、あれでしょ。スーパーが領収書にしてくださいってたら同じレジカウンターから出てくる領収書と書いてある分でしょ。だから、仕様はレシートですよ、いわゆる。領収書と書いた紙じゃなくて。

○副委員長（治徳義明君） いや、済みません。レシートも領収書として使えますよというのが前提にあって、するわけですから、感熱紙はコピーしとってくださいよという意味合いなので、（レシート）という必要はないんじゃないですかみたいな話なんですけど。そりゃ、書いてとっても構わん言や構わないんでしょうけど、必要があるのかなと思うて。括弧してレシートと入れる必要があるのかなと思うて。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） この前の協議の中の話では、レシートの場合領収済みという領収書の……。

○委員（原田素代君） 書と書いてない。

○委員長（下山哲司君） 書いてないもんもあるもんがあるということで、ないもんについては……。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。レシートが領収書として扱えるかどうかというのはこの2番までで済んだ話で、感熱紙の場合はコピーをとってかなきゃ何年か後に消えてしまうんでととってくださいよという意味なので、（レシート）というのは必要ないんじゃないですかという話。領収書はととってくださいよという。

○委員（光成良充君） 感熱紙はレシートに限定されない。

○副委員長（治徳義明君） そうそうそうそうそう。

○委員長（下山哲司君） どっちにしても、報告をした場合は必ずコピーして写しを置きますから、原本は返してもらおう。コピーを写しをでしょ。

○議会事務局主査（日下治樹君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、事務局、どうぞ。

○議会事務局主査（日下治樹君） 治徳委員がさっきから言われているように、ここの文章の意味は感熱紙は消えてしまうのでコピーを必ずとっておいてくださいということなので、レシートが入った経緯は覚えてないんですけど、これ削除でよろしいのではないかと思います。

以上です。

○副委員長（治徳義明君） レシートに限定する必要は全くないん、領収書と後でどうとるわけですから。領収書はきちっと……。

○委員長（下山哲司君） ほな、感熱紙による領収書の場合はということで、レシートも領収書も同じ扱いということで、レシートなしで、ほんなら。いいですか。

そのほうがよろしいですね。

それでは、レシートを削除したものに。

ほかにございませんか。

感熱紙の領収書があるん。

○副委員長（治徳義明君） ある。続けて出てくる、ぴぴっと。領収書とあれが別で。電気屋行って見て買うたらわかりますよ。感熱紙の領収書が出てきますから。

○委員長（下山哲司君） そういう意味ですね。

それでは、今のこの手引きについて一部今のレシートについてを削除させていただいてもよろしいですね。それでは、そういうことで長い間政務活動費についての関することについて御協議いただいております。

最後の締めといたしまして、前にも申し上げたように、何があっても全協の場で皆さんが御理解をいただいた時点が完成ということでございますので、そういうことだけ御理解をお願いいたしまして、これはまたやります。これは例ですから、ちょっと待ってください。やらせていただきますので、そういう報告で御理解いただきます。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、政務活動手引きに関する内容についてはこれで終わりいたします。

それで、参考資料を事務局のほうがつくってくださってとんで、備品台帳と、それからこれは大蔵省令の中にある物品の耐用年数についてのあれでございますので、また参考に見ていただければというふうに思いますので、そういうことで、御意見があればお聞きしたいと思いますが。

○委員（原田素代君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） これに準じて請求してくださいという意味なんですね。

○委員長（下山哲司君） 一応参考ですから、これでというあれでないんで、全協の席でもそういうふうに皆さんに、これ全協の席に出してもらえるな。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） お手元に備品台帳をお示ししております。先般の基本条例の中でお話をしたとおり、備品管理をきちっと説明できるようにということの趣旨の中からこういう様式をつくっております。これについては、標準様式として皆様に政務活動費の報告の中に出していただくように様式としてお示ししますので、この様式でもし不備な点があれば御指摘をいただければと思いますが、一応これで御了解をいただければこれを正式な様式として皆

様に提出をしていただくようになります。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 今局長が説明してくださいました。この備品台帳についてはこういう形でいくということで皆さんここで御理解しといていただいて、全協で委員会ではこういうことでということで説明させていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、この備品台帳については、今申し上げたように、全協の席で報告させていただきますので、御理解をお願いいたします。

○委員（佐藤 武君） ちょっと。

○委員長（下山哲司君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） ちなみに、購入先の案分割合の案がちょっと違うんじゃないかなと。てへん。

○委員長（下山哲司君） 今の。

○副委員長（治徳義明君） これがてへん。

○委員長（下山哲司君） そういふのが、割合苦手なんで。勝手なときにはよう気がつくんじゃけど。

それでは……。

○委員（光成良充君） もう1個いい。

○委員長（下山哲司君） はい、光成委員。

○委員（光成良充君） 済みません。この備品台帳の記載なんですけれども、これは当該年度購入分だけを記載するように。

○委員長（下山哲司君） そりゃ基本です。

○委員（光成良充君） 年度またがる場合があるじゃないですか。ことし30年に買いました。次の年も使ってますよっていう場合は、引き続き載せていくんですか。載せていかないんですか。

○議会事務局長（奥田吉男君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 基本的に備品台帳として収支報告書には購入、非購入にかかわらず毎年つけていただくということで、その備品が適正に保管、使用されているよということになりますので、新たなものがあれば入れていただいて、処分したようなものについてはこういうふうに分りましたよというような届けの中でまた消していくというふうに、毎年加除していくような形になると思います。

○副委員長（治徳義明君） 済みません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 確認。要は、政務活動費を使って購入した備品はずっと載せていくように、その年に使ってなくても載せていくようにとそういうこと。例えばカメラを政務活動費で買って10年したら1期目、2期目、3期目、ずっと載せていくということ。そういう意味。

○議会事務局長（奥田吉男君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 考えておりますのは、備品台帳を購入されたものが適正に使用されているのかという説明責任の中でこういうものを考えておりますので、その確認のためには購入されたものはずっとその耐用年数期間は使用するのであれば載せていただく。それで、処分するのであればいついつ処分したよということの届け出で備品管理ができるんだと思います。

○委員長（下山哲司君） 治徳委員、よろしい。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） 再選された議員というのは事務的な継続の範囲に入るといふ、私はそういうふうに理解して今まで物事しとってきたんで、ですから再選せられても、年度が変わっても同じようにこれはしていかにやいけんというふうに私は理解しとんです。間違ってますか。局長、そうでしょう。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） それは、道理としてはそうだと思いますけど、ただ制度の運用上の話で行政のことですから、そこはそごを来たさないように制度に基づいて判断されたほうがいいんじゃないかなと思います。期がもう終わってるわけですから、一旦、4年ごとに。そこは、そういう判断をしていかなきゃいけないんじゃないかなと思ったりします。

事務局どうでしょうか。そこら辺の法的解釈ですよね。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 期ごと、選挙ごとの切りという意味でしょうか。

○副委員長（治徳義明君） 済みません。事務局の先ほどの説明であれば、耐用年数、例えば10年のものを政務活動費で使えば最後まで10年間の責任がありますという話でありました。そういう話ですよ。であるならば、例えば4年目で1期でやめたと、あと6年返さにやいけんみたいな話に、例えば私が次の選挙でおりましたと、あと6年耐用年数残ってますと。その分に関しては私は返すような、6年分は政務活動費を、議員やめるわけですから、政務活動はしないわけですから、ほな返す、法的にはどねんになるんかな、それだけ。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） その議論はしたと思うんですけど、だから私は購入しないほうがいい

よってという意見だったんです。その4年間のリースで賄えばおっしゃるような残余期間も問題にもならないし。だけど、皆さんのほうから、いやいやとりあえず4年1期の間に買うことはそれを認めましょうという、そちら多数意見になってるんで、そんな御心配要りません。そういう意見になりまして、今があるので。ただ……。

○副委員長（治徳義明君） いやいや、法的にどんなんかなと、その確認だけ。

○委員（原田素代君） 問題は……。

佐々木さんがおっしゃったような、1期ごとの始末というのとこの台帳が継続するっていうここの整合性はどう理解しましょうかっていうところが課題です。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 僕もうっすら記憶にあるんですが、だから案分しましょうっていう話じゃなかったですかね。

○委員長（下山哲司君） ですから、3分の1になった部分、それも入ってます。

○副委員長（治徳義明君） 自分で処理できるということ。法的には。

○委員長（下山哲司君） 一番問題なのは、早う言うたら、やめるのがわかっとなのにその何か月か前にお金があるから高額のものを買ったと、そういう目に見える、立候補せられて落選したのともうやめるのがわかっとなのにお金があるから買われたというんとは全く違うと思うんで、その辺はいつも私が言うように常識の範囲で考えていただくということによろしんじゃないかと思います。

よろしいでしょう、それで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、その件はそういうことでおさめていただきまして。それでは、活動費についてはこれで終わります。

続きまして、その他に入らせていただきます。

今まで御意見いろいろあったんですが、御意見を押さえてきておりますので、その他できょうはしっかり1時間ありますから、お聞きして、いろいろ語弊があるかもしれませんが、きょうは御意見をお伺いするということとめさせていただきますと思いますので、よろしいですか。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） その他の項目、その他のことということで、先ほど申し上げましたけども、ウェイティングリスト、非常にたまってきている現状だと思います。私のほうでまとめたものが今手元にありますので、委員長に目を通していただいて、よろしければ皆さんに、今までこの委員会の中でこんなことをやったほうがいいんじゃないかと言われておりましたものをまとめておりますんで、委員長のほうでもしよければ配付いただいて、これにつけ加えるような形で今後こういう案件をどうしていけばいいのかというところの議論につながって

いけばいいのかなというふうに思ったりしておりますが、よろしいでしょうか。

○委員長（下山哲司君） はい。そういうことで、口頭でいただいても一緒なんで、いただいて皆さんに。

これが、全部が1部ですか。

○副議長（佐々木雄司君） いえ、人数分です。

○委員長（下山哲司君） 人数分ありますか。それでは、配付してください。

○副委員長（治徳義明君） 休憩してもらえんじやろうか。

○委員長（下山哲司君） 休憩します。12時まで結構ですから。予定時間12時ですから。

暫時休憩します。手元へ渡ったら。

それでは、佐々木委員がしゃべることを文章的にいただいとんで、これを見ていただくということで、暫時休憩とさせていただきますでしょうか。

それでは、暫時休憩とします。

午前10時45分 休憩

午前10時58分 再開

○委員長（下山哲司君） 再開します。

先ほどのその他でございます。

佐々木委員、原田委員から資料をいただいておりますので、参考にしてやっていきたいと。このいただいたものについて、また副委員長とも相談して次のことを考えたいと思いますので。それから、口頭でいただけるお話があったら、その他でございますので、基本条例の委員会としての御意見をいただければと思います。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 今佐々木さんが添付していただいた基本条例の要旨をいただいておりますけど、1ページはぐりまして第8条、私、皆さんも気がついてくださっていると思いますけれど、一般質問の折に再三再四再五再六ぐらいたびたび執行部のほうに第8条をちゃんと守るよというのを申し上げてきましたが、どうもここの認識が十分になっておりません。私の記憶では、基本条例を設置したときに正副議長が市長と話し合いをしまして、この基本条例の趣旨は執行部とともにあるという前提でつくってますと、議会の最高議決なので、執行部もこの基本条例にしっかりと遵守してほしいという申し入れをしてるんです、それは、最初につくった時点で。一番かかるのがこの第8条で、市長が提案する施策について市長に対し求めていくというのが第8条のうったてですから、これは市長に求めてる条文なんです。それが、この8項目にわたってあるのですが、とにかく一向にこの配慮がない。要するに、新しい事業提案についてこの8項目にわたってちゃんと検証して提案してくださいねということを基本条例として定めそれを守るように執行部に求めてるにもかかわらず、これができて以降、何年だっ

け、つくったの、24年です、改正が25年ですけど、だから丸4年、丸3年、変えられてないんです。だから、この辺のことを含めて執行部との共通認識をまず図っていただくということ、これが一番、私とはにかく問題意識として強いです。

もう1つ言わせてもらおうと、議論。たしか下山さんとも以前お話ししたときに、全協で議論が足りない、全協の情報交換がない、まずここから全協の中でそれぞれの3つの常任委員会の主要な課題やそれぞれが懸案事項として思っている問題を議論したり、あと執行部もこれは全議員に伝えたいと思うことはその全協を使うっていう、その辺の議論の場だということが全文にうたわれてるんです、基本条例には、議会というのは。余りに議論が少なくて、議論を保障するためのもうちょっと具体的なそれぞれの全協だとか議運だとかの役割を見直して、ここにもありますけど、それぞれの条文に応じた改善をして基本条例をしっかり生きたものにしていくっていうことが必要だろうと思う。

その2つが切実な問題です。

3つ目は、今佐々木さんが書いてくれた中の一番下、倫理規程、これの作成も急がれるって思ってます。

私は、その3つについてぜひ早い時期から取り組んでいただきたいと思っています。

以上です。

○副議長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい。

○副議長（佐々木雄司君） 私も、原田さんもおっしゃられているところに大きく賛同する部分があります。その中で、私はまた独自の考え方っていうのを持っておりまして、この基本条例、認識してない議員さんいらっしゃると思います。皆さん認識しているんだけど、じゃあこれをどういうぐあいに、この基本条例というものがいまいち議会の運営のほうに反映されないというのはアウトプットする先がない、要するにここに書かれているだけで具体的にそれを実現するための運用とか運用するベースがないっていうのが、これが問題なんだろうなど。だから、それをつくっていきなさいいけない、一つ一つ、そういったぐあいに思います。

そのウエイティングリストに入っております基本条例の検証ってあるんですけども、これ検証しましょうって言っても検証する委員会もなければそういう作業をするメンバーもいない状態。だから、これ検証しましょうっていうことであれば検証するような、検証しましょうっていうことがここの中に書かれているわけですから、それをじゃあしましょうというものを箱をつくらなさいいけないということだと思います。そういったようなところがまだ全然、言うならば一つもできていない状態ですから、それを一つ一つこの基本条例の中から拾い出して、これを実現するためにはこういう箱をつくっていきましょうと。こういうメンバーでやりましょうと。そういうメンバーは其中で何をしていただきましょうとかという形でしていきなさい

いけないと。唯一できてるっていうと報告会が班長会議ができてるぐらいで、そのほかのものはほとんどできてないということ。原田さんしきりに8条のことをおっしゃられるわけですが、この8条なんか如実に今私が申し上げたことをあらわしております、このところに8条で議会のほうの基本条例が書かれています。でも、これに対になるものないんですよね、市役所のほうには。

いろいろ人にお尋ねをしましたら、ちょうどお隣の瀬戸内市には瀬戸内市自治基本条例というものをおつくりになられています。この中で、いろいろ目的やら用語の定義やら基本理念やら市民の権利、いろいろ市の責務、書かれている中で、市議会の役割というものをこの基本条例の中でうたってるんです、市のほうの。だから、この基本条例の中でうたっているから、議会のほうで基本条例を設けたときに説明責任を果たしていかなきゃいけないというのがここで書かれてるんで、条例のほうで、みずから。だから、我々この8条を、このところで書いて括弧書きで8の項目まで書いているのならば、これに対となるものを市役所のほうにつくりなさいよと求めていかなきゃいけない。そういう作業が全然できてない。足とまっちゃってるんです、書いて。だから、それを具体的に先例として瀬戸内市なんか基本条例持ってるわけですから、このたび時代に合っていないからと改正されるようですけど、また。だから、そういうようなものをその市役所のほうがつくらないのであれば、我々議会基本条例のほうで発議をして市役所に求めていくっていうことも、要するに議会改革の一つ、意識改革の一つになっていくんじゃないかなというふうに思ったりしますけども。

○委員長（下山哲司君） ちょっとよろしいですか。

私、前、基本条例のこの委員会に所属してなくて、なった途端に委員長やれということで仰せつかってやらせていただきょんですが、さきの委員長さんに聞くからということで行って、委員長さんにどういう現在状況まで至ったんならというお話をお聞きしました。その内容については、単に言えば、とりあえず今までの委員会としては文章的にできただけで実際に行動に移すところまでできてないと、こういうことがあるから、こういうようにしましょうというところで終わるとというのが現状だったというお話をお聞きしとんで、引き継いで私やらせていただいとる任期中においては、2年間の間だと思いますが、問題点、そういういろんな倫理規程とか一般質問のあれについてだとかという、私も議運の委員長も兼ねとんで考え方としては基本的には議運の委員長の考え方が基本になると思うんです。そういうときに皆さんが議長の責任にして議長がきちっとやらんから市長がそういうきちっとしてくれんのじゃと、こういうような意見を言われる人がおりますが、議長1人の責任ではないんで、議長の下には議会運営委員会というものがあるんで、今後はそういう議会運営委員会の、今は議長が意見交換会ということで委員長と議運の正副とで話し合いをする場を設けてくださりょんで、その場を活用して今後今皆さんが言われたようなことができていけるように少しずつ頑張っていきたいと思っておりますので、そういう報告だけ、考え方とお聞きしたことのそういう中で今私はここに立

つとりますので、スタンスとして。じゃから、皆さんのこれから意見を聞いてその意見をできるだけ反映できるように議運の場で基本条例を基本にしてやっていけたらというふうには思っています。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 委員長の今おっしゃった意見交換会はあくまで非公開といいますか公のものではないので、そこで議論をするというのは、それはそれでそのメンバーであればいいんですけど、それとこの基本条例の中身を高めていくっていうのとははっきり区別しないと、そういう意味では基本条例特別委員会を食ってしまうような話になってしまうので、あくまで基本条例特別委員会、ここの構成委員会の中で何をすべきなのか、どういう順番でしていこうかっていう議論が交わされるべきだと思うんです。だから、今のお話はこういう場に出さないほうが、誤解をされるような気がして、あくまで基本条例の委員会としては幾つか出されてる、そういったあとのほかの皆さんからも出していただいたものを整理をして、じゃあどこからやろうかっていう議論になるのが健全だろうと思うのです。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。原田委員言われるのもっとも。ですが、これは必ずしなきゃならないというあれじゃない、議員の総意のもとでやることですから、総意をいただけるようなスタンスづくりをせんとなかなか前へ進めれんので、じゃからそういうことをするのにああいうふうに意見交換会をしたりする中で議運の立場からやらないと、ここでやるということで決定はできません。やってくれと言われたことをやるわけですから、あなたが言われよんようわかっとなる。ですから、きょうはそういうふうに意見を聞いて副委員長と相談しながらどういうふうにやっていくか考えますので、またそのときには御相談しますし、そういうふうに理解してください、きょうのところは。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） はい、済みません。

基本条例、目的を考えていった、先ほどなかなかできていないというような状況もあるんですけども、その中で私は今の市議会の状況を考えたら、第5条の議会は本会議常任委員会及び特別委員会を原則公開とし、インターネット配信をすると、これを進めていくべきなんだろうと、これがいろんなことをやらなきゃいけないんでしょうけども、公開というのは、今の現状を考えていたら正直目に余る状況もありますしそういったことを打開していくためにも、基本条例の目的考えれば常任委員会をインターネットで公開していくというのが一番急務な話なんではないかなと、こういうふうに考えます。予算もありますのですぐできる話ではないんですけど、その方向が必要なんではないかと思います。

○副議長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 治徳副委員長のお話にすごく同感します。ぜひこの基本条例委員会で本日の案件として取りまとめて、議会基本条例の中でこういった意見が出て議論をしてそれで必要なことであるというふうに、もし皆さんが一致するのでありましたら、それをすぐに議長に上げていただいて、全協なり議運なりで取り計りが次の分のできるように、ぜひここは今回の分でプライオリティーを上げてやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（下山哲司君） きょうこうやってその他で御意見をお伺いするというのは次のステップに進もうという意思があるからなんで、そういうふうに御理解いただきたいと。それから、前にも申し上げたように、やるということに関して議員さんみんなの了解が得られんとこの委員会だけでほんならあれをするこれをするというて進めるというわけにはいかないんで、テーマについては議長、副議長、副委員長、相談して皆さんの御意見をできるだけできるように、それから順番、何が今重要事項なんかという順番も考えながらやりたいと思いますので、皆さん全員一致でやれと言うてくださると私も旗振れんで、そのことだけは理解を。じゃから、皆さんがやれ言うてくださるようには土壌づくりを努めていきたいというふうには思っとんですが。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） まず一つ、上から来たものをやるという御発言は、私は認識が違うと思います。ここは独自の自立した特別委員会ですから委員会としての使命をちゃんと実践するということ。それから、議長、副議長と順番を相談するというのもこれは違って、この皆さんの中で諮っていただかないと基本条例特別委員会の意味がないと思います。ですから、委員長、ぜひ今幾つか治徳さんのことも含めて出ましたけども、あと幾つか出たものをほかにありませんかということでそれをまとめたものを今度全協なり議運なりに今議会特別委員会としてはこういうことを考えてますよと、そうやって報告をして意思疎通をしていけばいいことであって、相談するのはこの場ですというふうに理解していただけないでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 原田委員が言われるのもごもっとも。じゃから、皆さんに下からということでこのたび意見を聞きようるわけですから、聞いた中から優先順位をつけて副委員長と相談して、ここで言うのは、きょうは最初に言わせていただいたように、お聞きするだけにさせていただきますと、2時間しかとってませんから。ですから、もっとやれやれというんだったら前のように一日中やるような段取りで開きますから。ですが、きょうのところは皆さんの意見をお聞きしといて、優先順位をどういふことかということをお聞きして、次の準備をしたいというふうに思うてお聞きしよんで、上から目線でやるつもりは全くありませんし、私は取りまとめをして皆さんがやれるようにお世話するのが委員長、副委員長だと思とんで、ですからそういうふうな考え方でお聞きください。頭ごなしにそういうふうな物の考え方だけは捨

ててみんな同じ立場でやりよんじゃという考え方でお願いします。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） これは、私のほうから要望というか意見として聞いていただけたらと思うんですが、議会基本条例、前文からずっと流れまして1条、26条、27条、附則という形でかなりのボリュームがあるわけでありまして、今話をしております内容というのはどんな不足がありますかと、それをどういったぐあいにこの議会運営に反映させていきましょかというところの意見集約といいますか、意見を皆さんで出してくださいというようなところを今やっております。

その中で、副委員長のほうからインターネットの配信について、これは早急な対応としてやったらいいのではないのかというそういうお話は今このやっている議論の中にまさに入ってくる内容なんだろうと思います。いろいろこれから内容を出していかなきゃいけないというところの流れに乗ってしまいましたら、せつかく副委員長がおっしゃっていただいた、これは優先順位高くやったほうがいいのではないのかというような課題認識、これが後ろに流れてしまうことにもなるので、私はそういうようないろいろなものを出していかなきゃいけないというところはあれども、他方このインターネットの配信については、先ほどもお願いをいたしましたけれども、きょうその話の流れの中でこのインターネットの配信というような話が出たと、皆に意見を聞いてみたらこれは早目にやったほうがいいんじゃないかということだったので集中審議をさせてもらったと。それで、これは最終的にみんなが賛同したんでその事実だけを皆さんに御報告するという形で報告につなげていったらどうかなど。あとは皆さんが御判断されることだと思いますんで、とりあえず、そうすればこの特別委員会の責務といいますか、議論して意見をちゃんと方針を出してますよと、あとお考えになられるのは皆さんですけどもというところの部分のお仕事はできるような気がしますので、そこら辺ぐらまでいかがでしょうか。時間がもしとればとっていただいてまとめていただけたらいいんじゃないかなと思ったりしますけども。

○委員長（下山哲司君） ありがとう。

インターネット配信ということになれば、きょう内容的には必要ないんで、やったほうがいいというこの委員会では意見がまとまったということで報告して、それで全協の席で検討させてもろうてよろしいですかとこういうことで終わっという、できても検討をまたすればええんで、ここで。じゃから、そういう流れでここでこういう意見があつて全員一致でやったほうがいいという意見がありましたということで報告させてもらおうと思うん。とりあえずはきょうのところはそこで終わらせていただきたい。

○副議長（佐々木雄司君） いいと思います。大前進だと思います。

○委員長（下山哲司君） いやいや、前進というのが、岡崎議員にもいろいろのことでお聞き

した中でやろうと思うたんじゃけど、今までやるスタートが切れとったのは報告会だけでそれ以外は全く手がつけてないんで、僕でできることがあったら応援しますから頑張ってくださいというお話も伺っておりますので、個人的には協力してもらおう部分も僕もあると思うんで、彼の能力もいいものを持っておられるんで協力はして個人的には思うんですが、委員会としてはここへおるメンバーできっちり相談をして協議しながら一つ一つ進めていったらいいというふうに思っておりますので、そういう考え方で今後、たびたび出てきていただくことになると思うんですが、こういうことをやるということになれば。

全協の席で私も議長に言うて注意していただいた人も2人ほどおるんですが、全協になったら休まれる、自分に余り全協の席必要ないと思うたら休まれる議員がおられたんで、議長のほうから裏で個人的に注意していただいたんですが、議運の委員長として。そしたら来ていただけるようになって、そういうように目に余るもんがあったら議運の委員長の立場として言わせていただかにゃいけないので、全協も議会運営の一部ですから、そういうふうに心がけるようにします。それから、きょうこうやって皆さんが言ようられることをできるだけやるように、皆さんほかの議員さんにも出てきてもらえるような方向性にしていきたいとは私も思っておりますので、皆さんがそういう意見をやらないというふうに決めつけないように、ひとつみんなで協力してやるんじゃというふうに、同じ立場なんだという物の考え方で言葉を使っただけいたらええんで、別にいい言葉を使ってくれえと言うたりはしませんので、とにかくみんなが同じ立場で同じようにやるという姿勢がとれるようになるように、特別のことを言うて全協ではねられますので、問題は一番それなんで、その部分で全協で1人、2人反対されたらできませんので……。

○委員（原田素代君） それはおかしいですよ。

○委員長（下山哲司君） 全協というのはそういうもんなんです。

○委員（原田素代君） そういうもんじゃないですよ。

○委員長（下山哲司君） ですから、説得してやっていただけるように努力しますので、そういうように理解してください。問題を起こすたびに物事をやるんならやらんほうがいいんですから、何にもやらなんだら波風もたたんし何にもしない。でも、それじゃあだめなんで、皆さんが言ようられるのは、佐々木さんが書いた政策討論会、例えて言えば、議員と議員の間で活発に物事ができんような議会は僕はいいい議会じゃないと思う。

僕は、昔のこと言うて悪いんですけど、吉井町議会というのはみんなが同じ立場で意見交換をやっけんかも全協の席でやったりもしてました。ですけど、よその議会とは違う活発な議会だったと思います。若いんから年寄りまでおって。じゃから、そういうのを今振り返ってみたら赤磐市議会は情けないなというふうには思ってます、個人的には。じゃから、そういう昔よかったことができるんならそういうふうに進めたいなというふうには、この任期中にできるもんなら少しでも近づけたいというふうに思うとんで、それには議長を中心にして、議長だっ

て欠点もありミスもあるかもしれません。じゃけど、それを補うてみんな協力し合うてこそできるんで、そういう考え方でやっていきますので、御理解をいただきたいということで、きょうのあれは締めようと思う。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） まだ締めませんよ。

○委員（原田素代君） 委員長。要するにさっき、委員長いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員どうぞ。

○委員（原田素代君） 今佐々木さんが提案されたように、副委員長が御提案された5条についてとりあえずここで諮っていただいて議運や全協に次のステップに行きませんかという御意見ですから、そこにさせていただいたらいいと思うんですけど。

○委員長（下山哲司君） 今治徳委員の言われたことについて、原田委員がきょう時間がある限り協議をとこういうことですので、皆さんよろしいということになれば特に5条について時間がある限り、12時までの予定ですから、途中でしまう必要はないんで、どうですか、皆さん。

○委員（実盛祥五君） よろしい。

○委員長（下山哲司君） 協議してみますか。

○副議長（佐々木雄司君） いいと思います。

○委員長（下山哲司君） それでは、今までいろいろ資料もろうたりしとんで、それは次に参考にさせてもらいます。

それでは、5条について、治徳委員にお話が出たんで治徳委員のほうからまず5条について一言。

○副委員長（治徳義明君） 5条全般というのではないんですけども、要は先ほど委員長のほうから議会報告会以外はなかなかできていないという、これ現状なんだろうと思うんですけども、今の市議会全体はもちろん議会基本条例ということを考えていけば、執行部云々もそうなんですけども、自分たちがきちっとやっていかんやいけないというのが一番大きなスタンスなんだろうと思いますし、そういうことを考えていけば、委員会をインターネットということになれば非常に厳しい御批判も受けることも事実なんでしょうけども、そういったことを公開していく必要があるし、これが最重要課題なんではないかなと私自身は思ってます。

以上です。

○委員（原田素代君） 一人一人言う。

○委員長（下山哲司君） 順番に。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） おっしゃるとおりだと思います。それで、問題はその予算措置との絡

み、それから見積もりなどの進め方が結局全協で同意をいただいてからじゃないと次に動けないのでちょっと難しいのかなと、補正でもとればいいんですけど、そういう意味では、5年たったこの基本条例の中で治徳委員がおっしゃるような問題意識の方も多くなっているんで、できれば速やかに見積もりや予算措置までとって実現に至るように、私としてはぜひ進めることを求めたいと思っています。

○委員長（下山哲司君） はい、実盛委員。

○委員（実盛祥五君） 慎重によく考えてやりましょうや。お願いします。

○委員長（下山哲司君） 光成委員。

○委員（光成良充君） 副委員長言われたように、各委員会も全て議会としての活動として皆さんに知っていただくというのが重要なことだと思いますので、ぜひこれを進めていただいて、皆さんの協力というか御意見というか一致してできるような形で委員長として話を進めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） この場ですぐに結論というのがなかなか難しいかなと思うんですけども、まず本会議はインターネット配信してますよね。常任委員会も特別委員会も傍聴に来れば公開はしてますよね。そうした中で、確かに委員会も含めてインターネット配信というのが情報公開という部分で非常に他の自治体でも取り組んではいるんですけども、先ほど予算の話もありましたがこれも当然検討しなければならない。それと、庁舎の議論が出てます、耐震をするのか建てかえにするのかまだ結論出てないと思うんですけども、庁舎の建てかえということになれば、無駄という表現はまずいかもしれませんけれど、そんなに安い金額でインターネット設備が充実できる、なかなか厳しいと思うんです、結構お金かかりますので。そういった意味で、庁舎問題とかも含めて議論をしていく必要があるのかなというふうには思います。あくまで公開ということであれば、それは重要なことではあるとは思いますが、経費の部分で赤磐市の財政状況も考えないといけない。そんなに裕福な自治体ではないと認識してますので、そこら辺は考えていく必要があると思います。

○副議長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 皆さん私がこういう言い方したらちんこられる方もいらっしゃるかと思うんですが、我々議会基本条例特別委員会は議会基本条例特別委員会の枠の中で議論するべきで、庁舎の建てかえだとか予算だとかそんなものをここで議論するようになってない。この特別委員会のこの条例に書かれてる内容について我々が不足を感じるか感じないか、どこに異議を感じるか感じないか、どこが達成できてると思ってるのか思っていないのか、このところを議論するべきで、ここの先の予算が云々どうのこうのっていうところまで我々が考えを及ぼして判断するっていうことが既に越権行為、私はそういうぐあいに思います。

そういう観点の中でお話をさせていただいたら、26条にはこの条例は議会運営における最高規範であるというぐあい書かれております。書かれている中で、その前文から附則までのところには3つのことが書かれています。努めること、行うこと、重んじること。この3つのことが書かれております。この中で、5条の2、インターネット配信に努めること、これについては本議会ではできている。しかしながら、常任委員会と特別委員会はインターネット配信が努めることができてない。だから、努めましょうっていう話です。それ以上のものでもそれ以下でもないし、努めるということができてますか、できてませんかというところの判断をこの議会基本条例特別委員会でおやりになられればいだけで、その後予算云々どうのこうのっていうのはそれはまた別の次元の話であって、全協なりあるいは議運なり所管する委員会があるんであれば所管する委員会のほうで、多分総務になるんだと思いますけども、総務委員会などで決定していただければいい話。我々も、だから結局話が拡大して行って全然違うところまで話が行くんで、自分たちが与えられてる範囲っていうものを認識して議論するべきだと私思うんですが、済みません、どなたかを指して申し上げてるわけではないんですが、そういう傾向が強くなるものですから、苦言も申し上げながら意見させていただきました。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） ちょっと待ってください。

今の途中で注意しようと思うんですけど、今は意見を求めとるわけですから、意見ですから意見の中に他の委員の気に入らない発言があろうとも、それは意見としてですから、物事をするに於いての個々の考え方を述べられとんのお聞きしとるわけですから、それはそういうことをできるだけ言わないようにお願いしたいと思います。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 予算を考えるのは議会の範囲ではないという御意見もあったんですけども、基本条例もそうなんですけれど、原田さんも言われたじゃないですか。予算を考えないといけないということを言われて、その部分もちろん含めて赤磐市全体の政策的な部分もこれから大きな課題を抱えてるからそこら辺も議会としても大きな部分で考えていかないといけないと私は申し上げたつもりなんで、私の意見に対して越権行為とかそういう批判的なことを言われるんだったら私は一切言いませんよ。

○副議長（佐々木雄司君） それは言うでしょ。言わなきゃいいじゃない、そんなの。

○委員（佐藤 武君） 言わなきゃいいじゃないというて……。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか、お願いします。

○副議長（佐々木雄司君） 言いたくなきゃ言わなきゃいい。

○委員長（下山哲司君） 委員長の立場として注意しなきゃならない部分は委員長としての立場上の分はさせていただきます。ですから、そういう内容のことで委員同士がいがみ合うよう

なことのないように、今後。ですから、みんな人間ですから気に入らんこと言われりゃ誰でも腹が立ちます。ですが、同じ委員会の中で言ようことのできるだけ個人が言ったことに対して、今は私が意見を聴取しよう立場なんで、特別変わった意見なら注意してとめますが、今の程度のお話はとめるに値しないというふうに思っておりますので、ほかの委員さんもそういうふうに理解してください。そうしないと、委員会自体がまとまって話ができんような委員会がほんなら何の世話するんならと、こういったときにできませんので、全体をまとめようと思うたら委員会が一つになってできんようであれば全協の席で皆さんに同意をもらって次に進めることはできません。じゃから、そういう物の考え方も基本にしてみようて、今後できるだけ個人が言われたからどうじゃというようなことは言わないように。意見としては情けない意見なんで。よろしゅうお願いします。

○委員（原田素代君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 決して消極的に評価しないでいただきたいなと思って。私は今の佐藤さんの御意見、佐々木さんの御意見というのは、そういう議論がここであって当たり前だと思うんです。だから、佐藤さんそういうふうに御意見出して、佐々木さんはいやこの委員会としてはそうじゃなくてこうじゃないかって、そこからさらに議論を深めればいいわけで、そこで裁定して人を批判するとかそういうふうにするとう度発言を自粛しちゃうわけですよ、自分の言うことに対して。あ、違うなと思って違うなって言わないほうがいいのかなになっちゃうので、もっとそれはそれぞれの議員が責任を持って発言してることに對して、敬意を持ちながらですけど、自分はそういう意見とはちょっと違いますがというふうに言えばいいことですから、そこは委員長そういうふうにしてください。議論を萎縮させちゃわないようにしてください。

○委員長（下山哲司君） 決して議論を萎縮させるつもりもありませんし、一番基本的にはいつも言う常識の範囲の言動というのもあります。ですから、人の意見が聞けないようだったら自分の意見も聞いてもらえんという物の考え方はありますんで、そういうことじゃなしに、どんな意見でも言っていただいてそれを解決していくというのがこの委員会の務めだと思うんで、そういうふうなとり方にさせていただくと、私も委員長しょうって立場上つらくなりますんで、そういうことのないように努力してください。お願いします。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） あわせて、今26条が出てきたんですけど、この26条っていうのも、絶対的な決まり事ですよってことをうたってるわけですね、最高規範という物事の行き方っていうのはほかにないわけですから。だから、これに従うように議会活動をしっかりやりましょうねということが前提ですよ。さっき委員長おっしゃったように、まだまだ十分でない。そこで、今治徳さんや佐々木さんがおっしゃるように、5条のこの1項ですか、とにかくインタ

ーネット公開していきましようよということについて何人かよく考えてとかもうちょっとゆっくりって御意見とぜひという御意見に分かれたわけですけど、その数字を含めて次の全協に提案していただいてよろしいでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 原田委員、よろしいか。

今は皆さんの御意見をお聞きしとるわけで、それを委員長としてこういうふうに皆さん御意見が多いんでということになってからそのときに佐藤委員にも前向きな考え方で協力していただくようにというというのが僕の立場なんで、全会一致でなかったら出せません。ですから、そういう物の考え方でなしに、意見は意見として言っていただいた中を私が取りまとめをさせてもろうて、佐藤委員は慎重にとこういうこと、実盛委員も慎重にとこういうことなんで、ですが意見としてはやったほうがいいんじゃないかという意見のほうが多いんで、皆さんも全会一致でということでもよろしいですかというのをやらせてもらうのが僕の仕事なんで、それより前にやられたら僕の立場がのうなるんで、そういう意見を聴取しようときはそういうふうに全部皆さんがお聞きしたのを取りまとめしますから、そのときに言われるんならええけど、途中で言わないようお願いいたします。

○委員（原田素代君） 済みません、途中だったんですね。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（原田素代君） 済みませんでした。

○委員長（下山哲司君） そういうふうにご理解してください。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） それでは、皆さん今御意見をいただいて、やるなと言う人は1人もおられないので、慎重にと言う方が2人おられるんですけど、ほかの委員さんがやられたほうがいいんじゃないかということなんで、とりあえず全協の席へ全員やったほうがいいという、強行にやれというんじゃないんですよ、やったほうがいいという意見でまとめた意見を言わせていただいてもよろしいですかということをお聞きしたいと思う。どんなでしょうか、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） だから、私が申し上げてるように、進めることは反対ではないんですよ。反対ではないんですけど、いろんなもろもろの状況を確認しながら進めてくださいということをお申し上げてるだけであって。

○委員長（下山哲司君） 実盛委員。

○委員（実盛祥五君） 進めるのはよろしいよ。じゃけど、よう考えて急がずに、失敗しますから、急ぎよったら。

○委員長（下山哲司君） 本会議場のときにするときにこの恐らく見積もりもとってなかったですか。ここをインターネット配信できるようにという話もあったんで、当時、委員会も、見積もりはとってなかったか。

○議会事務局長（奥田吉男君） 当時というのはいつ。

○委員長（下山哲司君） 本会議場したとき。

○議会事務局長（奥田吉男君） わかりません。

○委員長（下山哲司君） ほんなら、とりあえずそういうことで、いろんな部分で勉強するにしても全協の席で理解いただいてせにゃいけないので、金額的にそのくらいの金額だったらやったほうがいいんじゃないかというところに至ればやるという、そのくらいのところで全協に相談させていただいてよろしいですか。

○委員（佐藤 武君） そのとおりです。

○委員長（下山哲司君） ほんなら、そういうことで、経済的な部分もありますし、これから本庁舎に向けての考えもまとめていかにゃいけないので。

はい、佐々木委員、どうぞ。

○副議長（佐々木雄司君） できるならば、やるとかやらないとかというようなところを我々がこのところで話を進めるということではなくて、ここに努めると書いているんで、努めなきゃいけないですよというその内容でいいのか悪いのかということです。ただ、そのところだけの範囲でお話いただいたほうがいいんじゃないかなと思ったりするんですが……。

○委員長（下山哲司君） そうです、そうです、基本的にはそうです。

○副議長（佐々木雄司君） だから、委員長おっしゃられるように、努めれていないんでやりましょうというところまで意見形成をしてしまうと議会基本条例は何そんなことまでやろうって決めてるのっていう形で逆に反発受けちゃう、皆さんの意見聞いてないから、まだ。だから、今の段階でお話ができるっていうのは、努めると書いてるけども努めれていないよねというところをこの基本条例の中でみんな確認をして、じゃあ努めるようにしなきゃいけないよねという基本、最高規範ですし、その範囲というのが妥当というか無難なところなんじゃないかなと思ったりするんですが、どんなんでしょう。

○委員長（下山哲司君） ごもつとも。

決して抵抗を受けるような言葉は使いません。一步踏み出せるようなあれをしますから、その辺は委員長にお任せ願いたいと思います。

○副議長（佐々木雄司君） そうでしょう。

○委員長（下山哲司君） ここで話をしたのは内輪の話ですから全協の席で今した話をするわけではありません、報告ですから。まとめて協力して皆さんがやってくれというて言うていただけのような話をしますから、それは信用してください。

○委員（原田素代君） お任せします。

○委員長（下山哲司君） そういうように理解していただかんと私も立場がない。

はい、佐々木委員、どうぞ。

○副議長（佐々木雄司君） ということであれば、もう1個私のほうから提案なんですけども、実は議長のほうから少し考え方が以前出ておりまして、第14条をごらんになっていただき

たいんですが、議会事務局の体制整備ということ。議会活動を円滑かつ効果的に行うため議会事務局の調査及び法務能力の強化並びに組織体制の整備を図ると書かれているんです。図ると書かれてるんですが、図られていません。今1人欠員が出てるような状態です。図ると書かれてるんで、1人欠員を埋める意味でも法務体制、ここのところがなかなか進んでいないというところがあるんで、市役所のほうには3人ぐらい、執行部のほうには3人ぐらい弁護士の資格を持っていらっしゃる職員さんがいらっしゃいます。同じように、法務的な政策を高めていくために弁護士資格を持っているような職員さん、議会事務局のほうにも1名要望したらどうかってというような話があったんですが、これもあわせていかかかなと思ったりもするんですが。努めるものと図るもの。そこの2つが出ると基本条例でできていないことっていうのは結構ありますよねっていうことを皆さんにもお示しすることにもなりますし、よりインパクトが出るんではないかなと思ったりします。

また、我々の議会活動に関して、今、例えば市役所のほうが何かプロパー的なものを持ってこられる、その解釈をあるいはコンプライアンスの違反的なものに向き合ったときに今我々外部に弁護士さんに時間給払って相談に行かなきゃいけない。そういうようなことが、体制がしっかりできれば省かれるということになると、我々の議員としての能力も上がってきますし事務局のほうも大分助かるんじゃないかなというように思ったりするんですが。私がもう1個提案させていただけるのであれば、この14条、これについても図ると言いながらできておりませんと、我々のためにもしていくべきではないんですかというところなんです。このお話をぜひ全協のほうでしていただけたらというふうに思うんですけども。

○委員長（下山哲司君） 全協の場で報告する、発言するには議長に相談をさせてもらわなきゃできませんので、その中の範囲のうちで今皆さんが発言された内容についてはチェックしておりますから、副委員長と議長、副議長の席で相談をさせていただきます。今の時点でどういことができるか皆に相談できるかということについても協議させてもろうて全協に臨みたいと思いますので、そういうことできょうのところはお許してください。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 済みません。

ペーパー1枚いただいているんですけど、もし、せっかく配っていただいたので、この議会基本条例の検証のペーパー1枚、原田委員のほうからいただいた、簡単に説明を。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） これは、ある先進地の議会の活動報告の一端です。細かくて見にくいんですが、基本条例がここでもつくられていて、それについて25年度から3年間の実績がここに出ています。この数字についての単位っていうのはよくわからないんですけど、私は役に立つなと思ったのはこの左側、要するに項目を起こしている、何々できているかといういわゆる

検証の中身、これを私たち刺激になるなと思いました。基本条例はあくまで検証しながら改善を進めるといううたてですから、私たちも最初どこから手をつけていかなってというのが戸惑いますが、こういう形で、これはあくまで参考ですけれども、それぞれの条文、項目に応じてできているかということで私たちがそれを振り返るという作業の中に使わせてもらえればいいなと思って提出しました。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 済みません。議会基本条例委員会でやっていくという意味合いなんですか。よくわかってないんです、まだ。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 基本条例の中に検証するっていうことがうたわれておりますが、検証する際の参考に。だから、まだきょうの段階では項目の中に3つ目に入れてます、基本条例の検証というのが。ですから、これがどの段階で5条、14条が今具体的に進めようとなっておりますから、その後にこの中でどれから手をつけるかわかりませんが、どちらにしても基本条例の検証を進めていこうという前提で基本条例がうたててあるので、その参考です。

○副委員長（治徳義明君） 済みません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 要は、議会基本条例委員会を継続的にやってこういった形で検証をやっていきたいと思いますという意味合いの参考資料ということで。わかりました。

○委員長（下山哲司君） 大体きょうのところの意見はしっかりいただいたんで意見としてはこのくらいでおさめたいんですが、ここんところずっと毎月お願いしてやっていただいた。考え方として最後の締めとしては、きょうの、その他の、とにかく委員皆さんがここへ足を運んでいただけるということがまず一番じゃと思う。皆さんの顔がそろわんと個々に議会の活動というのをやったってそんなにできるわけじゃありませんので、最低限、議会運営委員会というのは必要があるときしか開きません。じゃけど、この基本条例の委員会というのは議会をどういうふうにしようかということで毎月開いてもおかしくない委員会なんで、皆さんの御意見で周期的にどのくらいの期間で開いたらどんなだという御意見がありましたら参考にしたいんでお聞きしときたいというように思いますので、順番に。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） もちろん内容によるんだろうと思います。急ぐものであれば1週間後にもう一度にもなるんでしょうし。ただ、一定の定期化という意味では月に1回ぐらい。それは、ある意味定期化していただくと皆さんもスケジュールもとりやすいでしょうし、あとは必要に応じてというふうに理解したらどうでしょうか。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（実盛祥五君） 私も月に1回で、また何か要件が出たらやりゃあいいと思います。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 基本条例を進めていく基本、そういった観点からいえば月1回が妥当かなとは個人的に思います。

○委員長（下山哲司君） 光成委員。

○委員（光成良充君） 月1回が妥当かって僕はわかんないんですけども、今佐々木委員と原田委員から出てる基本条例の内容についても検証していかないといけないというのがあれば、早急に話を進めていかないといけないというのもあるので、月1回と言わずに必要とあれば集まる日をつくって月2回とかでもすればいいやろうし、ないならば月1回、今回はこういうことで余らないんでこういう話ですよってというような集まりだけは月1回だけは基本しとけばいいのかなと思っております。また後で言います、ほかは。

○委員長（下山哲司君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 要するに、協議内容があるかどうかで招集をすればいいと思います、私は。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 原田委員に賛同します。

○委員長（下山哲司君） 皆さんの御意見今伺いするところによりますと、最低月1回は招集してくれてもいいというようにお聞きしとんで、案件は幾らでもあります。ですが、優先順位をつけてこういうことを協議したいということで、定期的に月1回の日程を事務局のほうにお願いしてとっていただいてもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 事務局のほうも余分な仕事になりましょうけど……。

○委員（原田素代君） 余分な仕事ではありません。

○委員長（下山哲司君） いやいや、今までなかったことですから。定期的にとということになれば。

○委員（原田素代君） お荷物扱いしないでくださいよ、この特別委員会を。

○委員長（下山哲司君） これから頼むんじゃから、そういうことで協力をお願いして定期的に月1回ということで、日程があくときしか、きょういつということにならんとするんで、事務局のほうに次の日程はあいた日をとっていただくということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そういうことにしまして……。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） もし来月が決まるようだったら決めていただいたら皆さん都合が調整がしやすいかなと思うんですけど、無理ですか。無理なら追ってでもいいんですけど。

○委員長（下山哲司君） 日程あいたときに。

○委員（実盛祥五君） 11月は日程とれるかというん。

○議会事務局長（奥田吉男君） 皆さんの日程を全部を調整してということは……。

○委員（実盛祥五君） できん。

○委員（原田素代君） だから、できればそろってるときに決めていただくというのが一番ベスト。要するに、そちらがきょうの段階でこの日にちはあいてますから都合言うてくだされば。

○委員長（下山哲司君） 1つお願いしときたいんですけど、私個人にしてもそういうものができたら生き死にとか入院とかない限りは優先的にほかは変えていただいてここへ来ようるわけですから、議員としてこんだけのメンバーがおられたら私がいい私がこの日はということになればなかなか事務局に調整せえということもできませんし、ここでほんなら皆さんの意見をそれでやるということもできませんので、事務局でとっていただいた日にちに合わせて協力していただくということを前提にさせてもろうてもいいですか。そうせんと。

○委員（原田素代君） 原則はそうですけど、もしも今ここでそろってるうちにわかればそれがベストなスケジュールになるんじゃないんですかっていうことをお願いしてる。

○副議長（佐々木雄司君） いつもどうやってましたか。

○委員長（下山哲司君） 今まではここで次の、というのが内容を持って協議しようるわけですからすぐ決めて次の準備をしようたからできたんですけど、定期的ということになればほかのあいたところへ入れにゃいけないので。

○委員（佐々木雄司君） 次を決めりゃいいんでしょ。

○委員（原田素代君） いやいや、だから次を決めてもらえば一番皆さんが調整しやすい。だから、定期的っていうのは第何何曜日の何時っていうんじゃないんですよ。別に月1回ぐらいでっていうこと。

○委員長（下山哲司君） どっかあいたところとれるところあるか。

暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午前11時59分 再開

○委員長（下山哲司君） 再開します。

それでは、今事務局のほうに日程を探していただきました。24日ごろだったらあいとるということなんで。

○議会事務局長（奥田吉男君） 11月の。

○委員長（下山哲司君） はい、そうです。

○委員（原田素代君） オーケーです。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） 10時からでいいですか。

○委員長（下山哲司君） それでは、次は11月24日。この日は全協で報告もしたり皆さんの話も聞いたり全般的に皆さんが意見交換する会とさせていただいていいですか。

では、項目は定めません。皆さん総合的に意見を交換するというので、この委員会がこれからも有意義な委員会になるように御協力をお願いすることをいたしまして終わります。

御苦労さまでした。

午後0時0分 閉会